

平成28年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

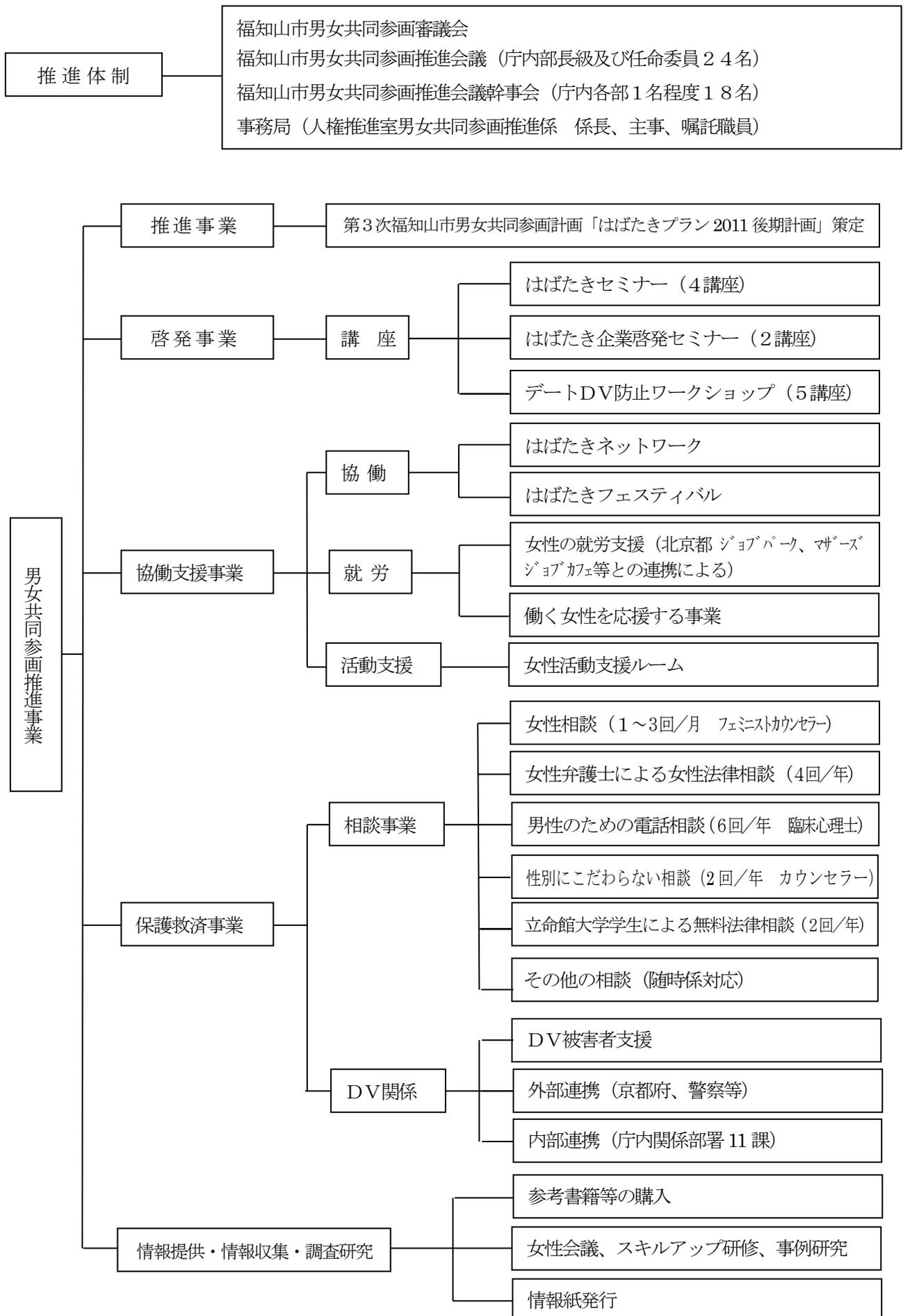
# 目 次

平成28年度 事業体系図	1
平成28年度 事業概要	4
平成28年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果	25
資料	
審議会等への女性の参画状況調査表	36
重要項目の数値目標に対する実績	40
福知山市男女共同参画推進条例	41
情報紙・啓発資料	43

## 年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」（平成18年10月施行）第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

# 男女共同参画推進事業体系図(平成28年度)



## 平成28年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（全4回）		
1	日時	平成28年6月17日（金）午後7時～9時
	場所	男女共同参画センター会議室2 9人
	内容	① 平成27年度事業報告について ② 平成28年度事業計画について ③ 子育て情報誌について
2	日時	平成28年11月16日（水）午後7時～8時30分
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 7人
	内容	① 男女共同参画の推進に関する意見書に対する回答について
3	日時	平成28年12月19日（月）午前10時～11時10分
	場所	男女共同参画センター 会議室2 8人
	内容	福知山市男女共同参画推進条例第22条に基づき、審議会委員の任期満了に伴って、委員の改選を行った。（任期：平成28年12月1日～平成30年11月30日） ① 委嘱状交付式 ② 正副会長選出 ③ 福知山市の男女共同参画施策について
4	日時	平成29年2月7日（火）午後7時～9時10分
	場所	男女共同参画センター 会議室2 10人
	内容	① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（案）について

## 平成28年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（全3回）		
1	日時	平成28年5月30日（月）午後1時30分～3時
	場所	男女共同参画センター 会議室1 20人
	内容	① 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ② 男女共同参画推進会議幹事会委員の任命について ③ 平成27年度事業報告について ④ 平成28年度事業計画について
2	日時	平成28年11月7日（月）午後1時30分～2時30分
	場所	男女共同参画センター 会議室2 17人
	内容	① 男女共同参画の推進に関する意見書について
3	日時	平成29年2月22日（水）午後1時30分～3時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 20人
	内容	① 男女共同参画推進会議幹事会の活動報告について ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（案）について

## 平成28年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（全8回）		
1	日 時	平成28年6月7日（火）午前9時30分～11時
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 16人
	内 容	① 平成28年度男女共同参画推進係の取組について ② 平成28年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について
2	日 時	平成28年7月6日（水）午前9時30分～11時
	場 所	男女共同参画センター 会議室2 14人
3	日 時	平成28年8月3日（水）午前9時30分～11時
	場 所	男女共同参画センター 会議室2 18人
4	日 時	平成28年9月9日（金）午前9時30分～11時
	場 所	男女共同参画センター 会議室2 16人
5	日 時	平成28年10月5日（水）午前9時30分～10時30分
	場 所	男女共同参画センター 会議室2 14人
6	日 時	平成28年11月7日（月）午前9時30分～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 16人
7	日 時	平成28年12月1日（木）午前9時30分～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 会議室2 11人
8	日 時	平成29年2月7日（火）午前9時30分～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 15人
主な活動	第3次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2011後期計画推進のための取組	

## 平成28年度男女共同参画推進事業概要

### 1 啓発事業

【啓発】

事業名	男女がともに考える「はばたきセミナー」(全4講座)	
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。	
第1講座	開催日	平成28年6月24日(金)午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	断捨離で実家を片付ける!～親を動かす5つのヒント～
	講師	<small>みなみまえ</small> 南前 ひとみさん(やましたひでこ公認断捨離トレーナー)
	参加者数	101人
	備考	はばたきネットワーク学習会と共催、保育ルーム利用:子ども5人
第2講座	開催日	平成28年9月16日(金)午前10時～11時30分
	会場	大江子育て支援センター プレイルーム
	テーマ	笑いヨガとわいわいトーク
	講師	CHU-トレイン(中丹地域を結ぶネットワークの会)
	参加者数	49人
	備考	大江子育て支援センターと共催
第3講座	開催日	平成28年11月21日(月)午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	思い出が凶器に変わる～リベンジポルノから身を守れ～
	講師	<small>さとう よしひろ</small> 佐藤 佳弘さん(武蔵野大学教授)
	参加者数	18人
	備考	京都府・中央保健福祉センターと共催
第4講座	開催日	平成29年2月24日(金)午後7時分～8時30分
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	パパをイクメンにする方法～家事・育児・ワークライフバランス～
	講師	<small>ふくい まさき</small> 福井 正樹さん (WLBC関西 コンサルタント、NPO法人ファザーリング・ジャパン中国 顧問)
	参加者数	29人
	備考	保育ルーム利用:子ども5人
成果課題	全4回の講座を開催。関係機関と連携し、テーマに合った対象者に学習機会を提供できた。「固定的な性別役割分担意識の解消」「女性に対する暴力の防止」「ワーク・ライフ・バランス」など、関連事業への意識付けに効果があった。今後も幅広い世代へ継続した啓発を行っていく。	

事業名	はばたき企業啓発セミナー（全2講座）	
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。	
第1講座	開催日	平成28年9月5日（月）午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	人権が尊重される職場に向けて～今、企業に求められるハラスメント防止対策～
	講師	<small>みき けいこ</small> 三木 啓子さん(アトリエエム株式会社代表取締役、産業カウンセラー)
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	60人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催
第2講座	開催日	平成29年2月10日（金）午後1時30分～3時
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	女性の活躍推進（ポジティブ・アクション）
	講師	<small>みやこし やすこ</small> 宮越 泰子さん（一般財団法人女性労働協会 管理企画部部长）
	対象者	市内企業及び事業所、市民
	参加者数	35人
	備考	福知山市企業人権教育推進協議会との共催 協力：女性就業支援全国展開事業
成果課題	企業の研修担当者や人事担当者を対象に啓発した。企業向けとして開催したが、関心のある市民の参加もあった。今後も継続して広く呼びかけ啓発していく必要がある。	

事業名	デートDV防止ワークショップ	
事業概要	「はばたきプラン2011後期計画」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。	
第1講座	開催日	平成28年6月23日（木）午後1時15分～4時05分
	会場	福知山高校
	テーマ	デートDV
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	福知山高校3年生
	参加者数	220人
	備考	
第2講座	開催日	平成29年1月20日（金）～2月3日（金）
	会場	福知山成美高校
	テーマ	デートDV

	講 師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	福知山成美高校1年生
	参加者数	300人
	備 考	
第3講座	開催日	平成29年2月27日(月) 午前9時40分～12時30分
	会 場	大江高校
	テーマ	デートDV
	講 師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	大江高校1年生
	参加者数	100人
	備 考	
第4講座	開催日	平成29年3月8日(水) 午前10時40分～11時25分
	会 場	三和中学校
	テーマ	デートDV
	講 師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	三和中学校3年生
	参加者数	21人
	備 考	
第5講座	開催日	平成29年3月9日(木) 午前9時50分～10時40分
	会 場	大江中学校
	テーマ	デートDV
	講 師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	大江中学校3年生
	参加者数	35人
	備 考	
成 果 課 題	市内中学校、高校と連携し、デートDV防止に向けた学習機会を提供できた。今後も中学生、高校生及び教職員へ継続した啓発を行っていく。	

【協働】

事業名	第19回はばたきフェスティバル	
事業概要	「第19回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。	
	開催日	平成29年1月22日（日）
	会場	市民交流プラザふくちやま
	テーマ	「自分らしく生きるために～気づき・考え・行動しよう～」
	内容	講演会・各種イベント
	全体会	時間：午後1時～午後3時30分 場所：市民交流スペース 対象者：市民 参加者数：120人 ○オープニング 婦人会コーラス ○基調講演 「家庭における男女共同参画」 講師 湯川 <sup>ゆかわ</sup> <sup>なつこ</sup> 夏子さん（京都教育大学准教授）
実施内容		「男性のための料理教室」 時間：午前10時～午後1時 場所：クッキングルーム 参加者数：18人
		「バザー」 日時：午前10時～12時30分 場所：視聴覚室
		「手作りコーナー」 日時：午前10時～12時30分 場所：視聴覚室・会議室3-1 参加者数：107人
	イベント	「寸劇 見たい！知りたい！消費者トラブル！！」 時間：①午前10時～10時30分 ②午前12時15分～12時45分 場所：ギャラリー 参加者数：50人
		「いくつ知ってる？気持ちの言葉を出してみよう」 時間：10時35分～11時05分 場所：会議室3-2 参加者数：25人
		「みんなで体験 ボードゲームでレクリエーション」 日時：午前11時10分～12時10分 場所：会議室3-2 参加者数：26人
		「カフェ」 日時：午前10時～午後3時 場所：視聴覚室前

	利用者：118人	
	「消費生活相談コーナー」 日時：午前10時～午後3時 場所：ギャラリー横	
展 示	場所：ギャラリー 内容：はばたき実行委員会参加団体等の活動紹介、作品展示、DV防止啓発 「事前展示」 場所：福知山市立図書館中央館、三和・夜久野・大江各所 内容：はばたきフェスティバルの紹介、はばたきネットワーク活動紹介、「パープルリボンの木」設置	
実行委員会	実行委員：14団体	
成 果 課 題	実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント事業・展示を行った。実行委員は部会に分かれ責任をもって企画や呼びかけを行い、実行委員による主体的な取組ができた。新規団体の実行委員会への加入もあった。子どもも参加できるイベントを実施することで、幅広い年齢層の参加へとつながった。他行事と日程が重なったため、昨年度よりも参加者が少なかった。今後、セミナーや相談からも市民のニーズを把握して事業の充実を図る。	
事業名	<b>はばたきネットワーク会議</b>	
事業概要	男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成団体数:H29. 3. 31現在 13団体)	
第1回 会 議	日時	平成28年5月19日(木) 午前9時30分～11時
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・平成27年度事業報告について ・役員改選 ・平成28年度事業計画について
第2回 会 議	日時	平成28年7月26日(火) 午前9時30分～10時30分
	場所	女性活動支援ルーム
	内容	【協議事項】 ・はばたきネットワーク学習会について ・DV防止啓発について
第1回 学習会	日時	平成28年6月24日(金) 午後1時30分～3時
	場所	男女共同参画センター 会議室1
	内容	・固定的な性別役割分担意識の解消、家庭における男女共同参画 参加者数:41人
	備考	男女がともに考える「はばたきセミナー」と共催
第2回 学習会	日時	平成28年10月26日(水) 午後1時30分～午後3時
	場所	男女共同参画センター 会議室1
	内容	・女性活躍推進について ・映像DVD「今を生きるみなさんへ 働く女性のあゆみ」鑑賞、意見交流 参加者数:32人

DV防止 パネル展	期間	平成28年11月12日(土)～11月25日(金)
	場所	福知山市立図書館中央館、ハピネスふくちやま1階、男女共同参画センター
	内容	パープルリボンとDV防止のためのハートのメッセージ、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。
DV防止 街頭啓発	期間	平成28年11月15日(火)午前10時30分～11時30分
	場所	イオン福知山店
	内容	DV防止啓発のため、パープルリボンやDV防止啓発資料等を配布した。
成果 課題	ネットワーク独自事業として、学習会を2回実施した。家庭における男女共同参画や女性の活躍推進について学習し、意見交流することで、男女共同参画について学習を深めた。また、ネットワークで作成したパープルリボンを市事業等で配布し、DV防止のためのハートのメッセージカード等を展示し、DV防止の啓発を推進した。	

事業名	働く女性を応援する事業「おしごと女子のおしゃべりカフェ」	
事業目的	働いている女性やこれから働こうとする女性を対象に、自分らしい生き方と働き方を考えてもらい、仕事と家庭の両立をめざす女性の就業継続を支援する。また、お互いにつながりあい、いきいきと働き続けることを共有できる場を提供することで、自立する女性のエンパワメントを図る。	
第1回	開催日	平成28年11月12日(土)午後1時30分～3時30分
	会場	男女共同参画センター 会議室1
	テーマ	会話がはずむコミュニケーション術
	講師	おがわ まちこ 小川 真知子さん(NPO法人SEAN理事長) CHUートレイン(中丹地域を結ぶネットワークの会)
	対象者	市内在勤・在住の女性
	参加者数	女性:10人 保育ルーム利用:子ども5人
第2回	開催日	平成28年11月26日(土)午後1時30分～3時30分
	会場	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム
	テーマ	コラージュ～夢をかたちに～
	講師	おがわ まちこ 小川 真知子さん(NPO法人SEAN理事長) CHUートレイン(中丹地域を結ぶネットワークの会)
	対象者	市内在勤・在住の女性
	参加者数	女性:6人 保育ルーム利用:子ども4人
成果 課題	若い世代の参加が多く、「おしごと女子のおしゃべりカフェ」の参加者同士でグループを作って活動される等、参加者同士のつながりができ、参加者のエンパワメントにつながった。	

## 2 支援事業

### 【活動支援】

(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動の支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

#### 女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数
4月	14回	140人
5月	16回	175人
6月	21回	218人
7月	15回	212人
8月	19回	145人
9月	17回	125人

月	利用回数	利用人数
10月	20回	180人
11月	25回	265人
12月	11回	111人
1月	16回	129人
2月	19回	226人
3月	25回	204人

合計	218回	2,130人
----	------	--------

## 3 相談事業

事業名	女性相談 (全20回：各回3人まで)	
事業内容	相談日時	月1～3回、原則木曜日 午後1時～4時 (定員3人)
	カウンセラー	女性問題専門カウンセラー
	相談場所	男女共同参画センター (ハピネスふくちやま3階)
	相談件数	相談内容の内訳のとおり (相談日以外の相談は係で対応)
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規で相談を受ける人が増えてきた。広報が広く浸透していると感じる。</li> <li>・原則、面談相談であるが、外出が困難な人については電話での相談も受ける。(電話代は、相談者負担)</li> <li>・毎回、予約は埋まり、キャンセル待ちの人がある状態だった。当日になって急にキャンセルされることもあったが、キャンセル待ちの人に相談を受けていただくことができた。</li> <li>・女性と限定する事で相談できないと感じるかもしれない性的少数者にも安心して相談していただけるよう、20回中2回は、性別にこだわらない相談日として実施した。相談内容は性別に関することではなかったが、男性にも利用していただけた。</li> <li>・男性のための電話相談は継続で実施しているが、支援者の顔が見えたほうが安心できるとの声もあるため、次年度は男性も面談相談を利用していただけるよう、性別にこだわらない相談の回数を増やすなど、より多くの人に相談を利用していただけるよう検討する。</li> </ul>	

〈女性相談内容の内訳〉

\*1人1カウント。同じ人が1日に何度相談しても、何日間に渡り相談しても1とカウント。情報提供を含む。( )内は平成27年度の相談人数

	職員対応	女性問題カウンセラーによる 女性相談(専門)	女性弁護士による 女性法律相談(専門)	合計
DV被害について	87人(80)	7人(6)	1人(3)	95人(89)
離婚について	5人(5)	11人(7)	10人(4)	26人(16)
セクシュアル・ハラスメントについて	0(1)	1人(1)	0(1)	1人(3)
ストーカー行為について	34人(18)	0(0)	0(0)	34人(18)
夫婦関係について	3人(3)	6人(5)	4人(1)	13人(9)
家庭のことについて	10人(7)	6人(8)	1人(2)	17人(17)
その他	21人(21)	9人(9)	6人(1)	36人(31)
計	160人(135)	40人(36)	22人(12)	222人(183)

<b>事業名</b>	<b>性別にこだわらない相談（全2回：各回3人まで）</b>	
<b>事業目的</b>	女性と限定することで相談しにくいと感じるかもしれない性的少数者にも安心して相談を受けていただくために実施する。	
<b>事業内容</b>	<b>相談日時</b>	7月7日、平成29年3月9日（各日、木曜日） 午後1時～午後4時
	<b>場 所</b>	男女共同参画センター（ハピネスふくちやま3階）
	<b>相談対応</b>	女性問題専門カウンセラー
	<b>相談人数</b>	2人
<b>成果課題</b>	相談内容は性別に関するものではなかったが、女性以外の相談者さんに利用していただけた。今後も継続し、相談できる場所があることを知ってもらえるよう周知に努める。	

<b>事業名</b>	<b>女性弁護士による女性法律相談（全6回：各回4人まで）</b>	
<b>事業目的</b>	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談を受ける機会を設け、法律の側面から専門的な情報を提供し早期解決を図る。	
<b>事業内容</b>	<b>相談日</b>	6月15日、8月3日、10月5日、12月7日、 平成29年1月18日、2月22日（各日水曜日） 午後1時～午後4時
	<b>場 所</b>	男女共同参画センター（ハピネスふくちやま3階）
	<b>相談対応</b>	女性弁護士
	<b>相談人数</b>	① 4人 ② 4人 ③ 4人 ④ 3人 ⑤ 3人 ⑥ 4人
<b>成果課題</b>	27年度は早くから予約が埋まり、大変好評であったため、今年度はより多くの相談者さんに利用していただけるよう、年間4回を6回に増やし、さらに1回の相談を3枠から4枠（1人の相談時間を1時間から45分に短縮し、その分1枠増やした。）に増やした。それにより受付可能人数が平成27年度の12人から平成28年度は24人になった。それでもキャンセル待ちがある状況で、若干当日のキャンセルもあったが、ほぼすべての枠が埋まる状況だった。	

<b>事業名</b>	<b>立命館大学学生無料法律相談（全2回）</b>	
<b>事業目的</b>	DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。官学協働で法律相談を実施することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	
<b>事業内容</b>	<b>日 時</b>	① 平成28年 8月27日（土）午前11時～午後4時30分 ② 平成28年10月29日（土）午前11時～午後4時
	<b>場 所</b>	市民交流プラザふくちやま
	<b>相談対応</b>	立命館大学学生法律相談部 学生ほか
	<b>相談件数</b>	① 6件 ② 10件
<b>成果課題</b>	多くの学生が参加しているので、それぞれの専門分野において、幅広く丁寧に相談に対応することができる。相談時間が無制限であり、なお且つ無料で法律相談が受けられることが、市民には魅力的であると考えられる。できるだけ早い時期から広報をすることで、より多くの市民に法律相談の機会を提供していきたい。	

事業名	男性のための電話相談（全6回：各回3時間）	
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。	
事業内容	相談日時	平成28年9月2日（金）・10月3日（月）・11月2日（水） 12月1日（木）・平成29年1月10日（火）・2月1日（水） 各日 午後5時30分～8時30分（1枠30分）
	相談対応	臨床心理士（男性）
	相談人数	5人
成果課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの「男性のための電話相談」は予約制ではなかったため、せっかく電話をかけていただいても、相談中であればかけ直していただかないといけなかった。また、何時に相談が終わるかもわからない状況であったため、今年度は予約制に変更した。1枠を30分とし、2枠予約することも可能とした。（5人中2人が2枠、3人が1枠予約された。）予約時間通りにスムーズに相談を受けていただくことができたため、予約制は今後も続けていきたい。</li> <li>・相談内容は仕事、離婚、生き方についての不安など、ジェンダーによりもたらされた内容が多い。準備をしていた相談枠を満たすことはできなかったが、語ることで楽になったと言われる相談者もあり、男性相談のニーズを感じるため、今後も継続して実施したい。</li> <li>・面談で相談を受けたいと希望する声もあるため、次年度は電話相談に加え、面談での相談についても検討する。</li> </ul>	

#### 4 DV被害者等支援

平成24年3月に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、相談者の気持ちに寄り添い、庁内DV担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援総合センター、警察、等）への情報提供や一時保護、DV被害者の自立に向けての同行支援など総合的な支援を実施すると共に、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

庁内DV担当課会議や、「福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議」（福知山警察署と京都府関係機関との会議）を定期的で開催したり、北部市町DV担当者会議へ参加したりすることで、関係部署との連携を密にし、適切な支援に繋げることができた。

## 5 情報・啓発資料

### 【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容 ( テ ー マ )	備 考
広報ふくちやま 4月1日号	・「はばたきネットワーク」メンバー募集 ・第19回「はばたきフェスティバル」実行委員会募集	お知らせ メンバー・実行委員募集
広報ふくちやま 5月合併号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第1講座「断捨離で実家を片付ける！～親を動かす5つのヒント～」(6/24)	お知らせ
広報ふくちやま 6月1日号	・男女共同参画週間 (6/23～6/29)	お知らせ
広報ふくちやま 7月15日号 市公式SNS LINE	・立命館大学学生無料法律相談 (8/27)	お知らせ
広報ふくちやま 8月15日号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第2講座「笑いヨガとわいわいトーク」(9/16)	お知らせ
広報ふくちやま 10月1日号 市公式SNS LINE	・立命館大学学生無料法律相談 (10/29)	お知らせ
人権特集号 (広報ふくちやま)	・知っていますか？LGBTのこと	情報提供・啓発
広報ふくちやま 10月15日号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第3講座「思い出が凶器に変わる～リベンジポルノから身を守れ～」(11/21)	お知らせ
市公式SNS LINE	・おしごと女子のおしゃべりカフェ (11/12・11/26)	お知らせ
広報ふくちやま 12月15日号 市公式SNS LINE	第19回はばたきフェスティバル (1/22)	お知らせ
広報ふくちやま 1月号 市公式SNS LINE	・はばたき企業啓発セミナー「女性の活躍推進(ポジティブ・アクション)」(2/10)	お知らせ
広報ふくちやま 2月号 市公式SNS LINE	・はばたきセミナー第4講座「パパをイクメンにする方法～家事・育児・ワークライフバランス～」(2/24)	お知らせ
広報ふくちやま (相談がある月)	相談案内(女性相談・女性弁護士による女性法律相談・性別にこだわらない相談・男性のための電話相談)	お知らせ

### 【啓発資料】

時 期	資 料 名	規 格	部 数	備 考
平成28年9月	DV防止啓発用カード	名刺大・2色刷	10,000枚	市関係機関、医師会、民間事業所等に配布
平成28年9月	デートDV啓発用パンフレット	A4三折・2色刷	3,000枚	・市内高校1年生に配布、 ・WITH YOUによる「デートDV防止プログラム、ワークショップ」実施高等学校、中学校で受講生徒に配布

【男女共同参画センター情報紙】

発行	主 な 内 容
平成28年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間</li> <li>・福知山市男女共同参画社会に関する市民意識調査結果について</li> </ul>
平成28年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍推進について</li> </ul>
平成28年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBT（性的少数者）について</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動、DVについて</li> </ul>
平成29年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の健康週間</li> <li>・事前登録型本人通知制度について</li> </ul>
備考	発行部数：500部／1回 配布先：市関係機関、子育て支援センター、はばたきネットワーク等

# 「はばたきプラン2011」後期計画実施計画

平成28～32年度

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課	実施年度
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	DV被害者相談事業	職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	人権推進室	28.29.30.31.32
			DV防止啓発事業	11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室	28.29.30.31.32
			相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	関係する部署	28.29.30.31.32
			デートDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室	28.29.30.31.32
		2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	職員課	28.29.30.31.32
			はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	人権推進室	28.29.30.31.32
		3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子ども安全対策事業	防犯や暴力からの安全を確保するために、女子児童・生徒はもちろんのこと、全ての児童・生徒に対して防犯ブザーの配布を行う。学校への登下校に、地域の見守り隊と連携をおこない、未然に犯罪・暴力を防ぐ。	学校教育課	28.29.30.31.32
		4 被害女性に対する救済と支援	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	市民課	28.29.30.31.32
			DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	市民課	28.29.30.31.32
			市営住宅入居募集	DV被害者への市営住宅の目的外使用、母子家庭への母子世帯向け住宅の確保。	建築課	28.29.30.31.32
			母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	子育て支援課	28.29.30.31.32

1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	4	被害女性に対する救済と支援	DV被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の国民健康保険加入についての支援</li> <li>被害者の住居を確保するとともに経済的な支援</li> <li>被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、被害者（母親）の心身の健康管理</li> <li>被害者の就園支援</li> <li>被害者の就学支援</li> <li>被害者の発見と相談</li> </ul>	保険課 社会福祉課 健康推進室  子育て支援課 学校教育課 市民病院	28. 29. 30. 31. 32		
		5	相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	市長公室	28. 29. 30. 31. 32		
				家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32		
				女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
				女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
				人権相談	広く人権にかかる相談の場として月1回特設相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32		
				障害者相談員相談事業	身体、知的、精神障害のある人またはその家族等からの生活上の相談に応じ、当事者やその家族等としての立場から必要な指導、助言その他の相談支援等を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図る。	社会福祉課	28. 29. 30. 31. 32		
		京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32				
		2		6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消の取組	はばたきセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続し実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
				7	メディアにおける男女共同参画の推進	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	市長公室	28. 29. 30. 31. 32
ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。					市長公室	28. 29. 30. 31. 32		
		市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	全部署	28. 29. 30. 31. 32				

2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	8 市民への啓発の推進	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
			差別を許さない人材育事業（STAR事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
			はばたきセミナー	年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権推進室 子育て支援課 生涯学習課	28. 29. 31. 31. 32
			広報ふくちやま	人権特集号等に掲載。掲載内容は、講演会のお知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はばたきプランなどについて、市民に周知する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権推進室 子育て支援課	28. 29. 31. 31. 32
			高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32	
		9 学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の推進	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行なう。	教育総務課	28. 29. 30. 31. 32
学校における人権教育	・人権学習の中で、男女共同参画社会の実現に向けての考え方や行動について学習する。資料「幸せを生きる」「わたし・あなた・みんなの人権」など。 ・児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。		学校教育課	28. 29. 30. 31. 32		

2	意識改革のための教育・学習と啓発の推進	9	デートDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデートDV防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32	
		10	職員研修の充実と人材の育成	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	職員課 全部署	28. 29. 30. 31. 32
				幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	28. 29. 31. 31. 32
				教職員研修	学校教育において、教育に携わる教職員自身が男女共同参画の理念を理解し教育実践に活かすよう、またハラスメントの防止を徹底するよう各校における教職員研修を充実させ啓発に努める。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
				学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同参画や人権に関する研修をテーマとして取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて等男女共同参画の意識の向上を図る。	教育総務課	28. 29. 30. 31. 32
				消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部	28. 29. 30. 31. 1
				保育園職員研修	公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
				差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	人権推進室 子育て支援課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
				男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		11	意識調査の実施	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	31
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。			人権推進室	31		
3		12	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知と啓発に関するセミナーの実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32	

3	生涯を通じた女性の健康支援	13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦健診を公費で14回実施 ②妊娠中の歯科検診を公費で1回実施 ③助産師等により妊産婦の健康の保持や新生児の発育・発達の確認、保護者への育児上のアドバイスのための訪問指導を実施 ④20歳以上の女性を対象に子宮がん検診の実施 ⑤40歳以上の女性を対象に視触診とマンモグラフィー検査併用による乳がん検診の実施 ⑥子育て世代や更年期世代などターゲットを絞った健康教室の実施	健康推進室	28. 29. 30. 31. 32
			健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
4	家庭における男女共同参画の推進	14 家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
			はばたきセミナー	家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しはじめとする、両立支援セミナーを実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
		15 女性の社会参加のための子育て支援の充実	保育園	子育て支援策として、公立9園、民間20園で開設。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
			放課後児童クラブ	子育て支援策として、放課後や長期休業中に小学校や児童館で開設。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32

15	女性の社会参加のための子育て支援の充実	子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、三和保育園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営）に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろばを設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	子育て支援課	28. 29. 30. 31. 32
		妊産婦にやさしい環境づくり	①「マタニティマーク」チェーンホルダーを妊娠届出時に妊婦全員に配布 ②「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち福知山」のポスターを市内関係機関等に貼ってもらい、啓発 ③全戸配布する健康づくりかわら版にマーク表示 ④妊婦対象に配布している「マタニティお役立ち情報」にマークの意味と活用について掲載 ⑤健康推進室及び子育て支援課の公用車に啓発用マグネットを貼付	健康推進室	28. 29. 30. 31. 32
		パパ・ママ学級	・3回シリーズでパパ・ママ学級を実施。テーマは、「妊娠中の過ごし方」「出産に向けて」「産後について」 ・女性の社会参加のための子育て支援の充実 ・男性の子育て参加の促進を図る。	健康推進室	28. 29. 30. 31. 32
		両親学級 ダディ・媽咪プラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
		子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子育て支援課、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
		院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	市民病院	28. 29. 30. 31. 32
16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。 （府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。）	高齢者福祉課	28. 29. 30. 31. 32

4	16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館	28. 29. 30. 31. 32
			高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	中央公民館	
			シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	生活交通課	28. 29. 30. 31. 32
5	17	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	職員課 全部署	28. 29. 30. 31. 32
			次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	職員課 全部署	
			ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	商工振興課 人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	生涯学習課	28. 29. 30. 31. 32
			幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワークライフバランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
			18	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。
		働く場・地域における男女共同参画の推進				

5	18	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分但意識の解消等について啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	19	女性の就労・再就職のための支援	おしごと女子のおしゃべりカフェ	働いている女性やこれから働こうとする女性を対象に、自分らしい生き方と働き方を考えてもらい、仕事と家庭の両立を目指す女性の就労継続支援を図るとともに、自立する女性のエンパワメントを図る。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
			就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
	20	地域での活動における男女共同参画の推進	はばたきセミナー	女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進についての啓発を実施	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32
6	21	市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	審議会等を運営している課	28. 29. 30. 31. 32
			各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	関係する部署	28. 29. 30. 31. 32
	22	市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	28. 29. 30. 31. 32
			市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。（女性職員比率33%） ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	職員課全部署	28. 29. 30. 31. 32
			女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがいないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	全部署	28. 29. 30. 31. 32
			教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課	28. 29. 30. 31. 32
	23	企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。	人権推進室	28. 29. 30. 31. 32

政策・方針決定の場への女性の参画の促進

6		24	地域活動における女性登用の啓発	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	中央公民館	28.29.30.31.32
				丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	まちづくり推進課	28.29.30.31.32
7	市民との協働体制の確立	25	女性団体の活動支援	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	生涯学習課	28.29.30.31.32
				女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	人権推進室	28.29.30.31.32
				はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室	28.29.30.31.32
		26	NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	消防本部 (総務課)	28.29.30.31.32
8	その他の課題	27	防災における男女共同参画の推進	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を押し進める。	消防本部 (予防課)	28.29.30.31.32
		28	国際的協調と連携	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	人権推進室	28.29.30.31.32

平成28年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価	担当課
					A B C	
1-5	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	市民相談(市民相談室職員対応) 331件中 164件、法律相談(弁護士) 128件中 66件、法律・登記相談(司法書士)106件中 53件の女性からの相談があり、悩み事等の不安解消にあたった。	市民相談室職員対応分では、窓口来庁時素早く声かけし、緊張を和らげるべく相談しやすい雰囲気づくりに心掛けている。	B	秘書課
1-7	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	人にいちばん近いまちづくり人権講演会や第19回はばたきフェスティバル等の開催について、また、はばたきネットワークメンバー等の募集を広報ふくちやまを通じて市民に周知した。そのほか、女性相談、就職支援、セミナーなどの案内を定期的に掲載した。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書課
1-7	ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	講演会や第19回はばたきフェスティバル等の開催について、また、はばたきネットワークメンバー等の募集を市ホームページを通じて市民等に広く周知した。本市公式SNS「LINE」を活用し、各種イベント等の案内を行った。	関係課からのデータ提供や指示により、速やかにホームページのデータを更新、情報発信を行っているが、更新量が年々増えており、即時の対応が難しくなっている。	A	秘書課
6-24	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する	館の女性職員や丹波生活衣同好会が中心となり、企画展や講習会等を実施した。	丹波生活衣振興会が解散し、有志に組織された丹波生活衣同好会に展示や講習会等を指導いただいているが、同好会も会員の高齢化が進んでいるため、今後の運営支援に課題がある。	A	まちづくり推進課
6-22	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	男女の区別なくすべての研修に受講機会を設けている。 ・新任主任級・新任主査級研修 ・新任課長、新任課長補佐、新任係長級研修 ・派遣研修(市町村振興協会他)	今後は各職場にいて参加しやすい状況や女性職員の意識改革等に取り組んでいく必要がある。	A	職員課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の子どもの予防接種、健康相談、被害者(母親)の心身の健康管理	来所・訪問・電話等による相談、支援を実施。訪問ケース1件(延べ3件)	児童虐待とDVケースの関連は深く、子どもを裸で観察する機会(健診等)があるが、DVについては、抱え込んでしまう傾向が強く表面化しにくいという課題がある。また、被害を受けていてもSOSを出せない人や現状を変えたくない人もあり、介入が難しい。	A	健康推進室
3-13	女性のライフスタイル支援事業	①妊婦検診を公費14回実施。 ②妊娠中の歯科検診を公費で1回実施。 ③助産師等により妊産婦の健康の保持や新生児の発育・発達確認、保護者への育児上のアドバイスのための訪問指導を実施。 ④20歳以上の女性を対象に子宮がん検診の実施 ⑤40歳以上の女性を対象に視触診とマンモグラフィ検査併用による乳がん検診の実施 ⑥子育て世代や更年期世代などターゲットを絞った健康教室の実施	①14回実施。 ②1回実施。(受診者数:325人) ③妊産婦訪問:実812人延べ1,106人 新生児乳児訪問:実806人延べ1,026人 ④子宮がん検診2,588人 ⑤乳がん検診1,532人(うち、マンモ併用検診1,493人、視触診のみ39人)受診。 ・妊婦健診として725人が子宮頸がん検査を受診。 ⑥子育て世代の健康講座(相談/依頼分含)14回実施延べ187人参加、女性対象の健康講座1回実施12人参加。  ※④⑤ 検診受診率が低く、これまで受診されなかった人にもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳とH25ヶホソ未使用者対象)、乳がん検診(40歳とH25ヶホソ未使用者対象)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。また、平成20年から妊婦健診公費負担の項目に子宮がん検査を追加。  ※⑥ 子育て中の女性や更年期の生活習慣改善教室等を継続して実施。	【①～③について】 ・平成21年度より妊婦歯科健康診査事業を開始。妊婦健診に比べ、歯科健診の受診率は低く、継続して啓発を実施する。 ・虐待未然防止の目的のため、妊婦訪問(特にリスクの高い妊婦)を積極的に実施している。早期からの育児支援を継続していく。 【④～⑥について】 さらに受診する人、継続して受診する人が増え、健康に関心をもつ人が増えるように勤める。	A	健康推進室

4-15	妊産婦にやさしい環境づくり	「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊婦に配布。マタネティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	・母子健康手帳交付時に、マーク入りチェーンホルダーを配布。また、公用車にマーク啓発マグネットを貼付。母子健康手帳交付782人 ・マークを健康づくりかわら版(全戸配布)や子育て情報誌に掲載して啓発。	・マタニティーマークは徐々に認識されてきたが、「お母さんと赤ちゃんにやさしいまち・福知山」を推進するため、引き続き啓発を行う。	A	健康推進室
4-15	パパママ学級	・3回シリーズでパパ・ママ学級を実施。テーマは、「妊娠中の過ごし方」「出産に向けて」「産後について」 ・女性の社会参画のための子育て支援の充実 ・男性の子育てへの参画の促進を図る。	・妊婦が安心して妊娠時期を過ごすため、夫も父親の役割を理解する一方、妊娠、出産、育児について夫婦で意識を高めるために教室を開催。年々参加者が増え、夫の同伴率も増加している。 ・参加人数：延べ339人(133組のうち夫同伴76組、夫同伴率57.1%)	・医療機関で実施されている妊婦健康教室との連携や教室の内容についても検討しながら実施していく。 ・健康増進計画の推進も兼ねて、参加者への卒煙教育を実施する。	A	健康推進室
1-4	母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	母子生活支援施設入所：1件		A	子育て支援課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の就園支援	入園児数：0人		A	子育て支援課
1-5	家庭児童相談事業	子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	相談件数：291件 ・児童虐待関係：245件 ・擁護相談：33件 ・保健相談：0件 ・障害相談：0件 ・育成相談：6件 ・その他の相談：7件		A	子育て支援課
2-8	児童館たより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	各児童館のたよりの中で、計画的に啓発文を掲載している。		A	子育て支援課
2-8	児童館における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	人権啓発事業 ・実施回数：36回 ・参加者人数：937人	全児童館での実施となっていない	A	子育て支援課
2-10	保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	平成29年1月14日(土)に予定していた人権研修について、大雪警報発令のため中止となった。	毎年実施している事業であり、引き続き開催を計画していく。	B	子育て支援課
4-14	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	会員数：324人 内訳 依頼会員：222人 協力会員：65人 両方会員：37人 年間活動件数：609件	協力会員が少ない。	B	子育て支援課
4-15	保育園	子育て支援策として、公立9園、民間20園で開設。	入園児童数(平成29年3月1日現在) 公立：557人 私立：2053人	保育士の確保が困難で、年度途中の0歳児、1歳児の入園ができない状況がある。	B	子育て支援課
4-15	子育て交流・相談支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園(委託)、三和保育園、下夜久野保育園、けん鬼保育園(直営)に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろばを設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	地域子育て支援拠点事業 ・利用者数：延14,293人 ・相談件数：延353人	保育士の確保が困難で、年度途中の0歳児、1歳児の入園ができない状況がある。	A	子育て支援課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行なう。	DV被害者の生活の場を確保するため生活保護による経済的支援と母子生活支援施設入所への支援を行なった。(1件)		A	社会福祉課

1-5	障害者相談員相談事業	身体、知的、精神障害のある人またはその家族等からの生活上の相談に応じ、当事者やその家族等としての立場から必要な指導、助言その他の相談支援等を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図る。	身体障害者相談員による身体障害者相談を、毎月第1日曜日、第3木日（1月は第3のみ）に総合福祉会館にて実施している。 相談員の数（男性8人：女性5人）		A	社会福祉課
4-16	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。（府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。）	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラブ連合会、単位老人クラブを支援した。 シルバーリーダー研修会、助成リーダー研修会をそれぞれ1回開催。	組織化されていない地域もある。 会員は減少傾向にある。	B	高齢者福祉課
4-16	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図るとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するために補助金を交付した。また、就業機会の提供を目的とし「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて適切な業務発注に努めた。	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するために、引き続きシルバー人材センターに対して必要な支援を行う。	A	生活交通課
1-4	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口「市女性相談のお知らせ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	受付カウンター等に女性相談等のお知らせチラシ等を置くことにより、啓発を実施するとともに、DV支援等の相談があれば、人権推進室と連携をして、相談に応じている。	相談したことにより新たな人権侵害が発生しないように、相談者の人権に配慮した対応が必要。相談に応じる職員への研修を実施し対応能力の向上を図る。	A	市民課
1-4	DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るため、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	支援措置人数 149人（市内住民登録者45人、市外住民登録者104人） 本市受付件数21件	他市で発生した事案を考慮し、本市の基幹システム上で、住所を表記しないようにし、支援者の情報が漏洩しないよう細心の注意をはらっている。	A	市民課
1-4	DV被害者支援事業	・被害者の国民健康保険加入についての支援	・DV被害者で住所を移せない人の支援（国保加入・国保証の送付）1名 ・課内人権研修において、基幹システムのDV被害者登録やDV被害者への対応方法等について確認した。	知りえたDV被害者の住所をシステムに入力したり、書き留めたりしてはならないという申し合わせで運用している。一人一人が意識しての運用であり、間違いがないように引き継がなければならない。	A	保険課
5-18	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正当な評価による女性の地位向上や男女共同参画をめざして、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	いちごジャム作りや味噌作りなどの各種イベントや学習会において、会員外にも広く参加を呼びかけることで、会の活動を知ってもらい、さらなるネットワーク化の推進をした。また、郷土料理の継承、地域農業の振興や元気ある農村作りなどをめざして郷土料理集を作成した。	農村女性のネットワーク化をさらに推進することを目標に、さまざまな活動を積極的に実施している。	A	農業振興課
5-17	ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	公正採用に関する企業向け啓発冊子を2,300部作成し、商工会議所、商工会を通して市内企業1,640社さらに長田野工業団地企業45社に配布。その他、人権ふれあいセンター等の窓口等で配布。	引き続き、企業には冊子配布、求職者に対しては就職フェア等での説明により啓発を行い、企業側、求職者側両方の理解を深める。	A	商工振興課 人権推進室
1-4	市営住宅入居募集	・DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・母子家庭については、南岡団地を母子家庭専用住宅とし、現在7世帯が入居中である。 ・DV被害者の緊急入居先として、空部屋を確保している。	・DV被害者の各機関等との連携は取れており適切に対応が取れている一方、入居に際しては相手から遠方の住宅に居住したい希望に添えない場合がある。	A	建築課
2-10	消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	福知山市消防団幹部・新入団員研修会（4月10日、参加人員211名）において人権研修を実施した。	女性消防団員の入団促進の観点からも、今後の取り組みや内容について更なる充実を図る。	B	消防本部

7-26	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジェルズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	新入団員の募集を前年度に引き続き継続して実施し、ファイヤーエンジェルズに6名の新規入団があった。 (平成28年度末の女性団員数) ファイヤーエンジェルズ 19名 雲原分団 2名 河東分団 1名	団員数確保の為、女性消防団員の入団促進を今後更に推進していく必要がある。	B	消防本部
8-27	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年3回実施しリーダーを養成する。 ・自治会長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	・初級コース 年2回(定員100名) ・中級コース 年1回(定員50名)で実施した。	女性の参加率が全体の3パーセントと低いことから、女性の視点の救護や介助、避難誘導などを取り入れた、女性リーダーの育成を推し進める。	C	消防本部 (予防課)
4-15	両親学級 ダディ・マミィブラザ	妊婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。 隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	1年間で夫婦でのべ471組、822人の参加があった。個別的に助産師外来での指導を望まれるケースもあり、ニーズに合わせた対応ができていく。 ・夫の立ち会い出産は増加傾向で7、8割が立ち会いをされている。 立ち会い時の産婦へのサポートだけでなく、出産後の育児にも積極的な参加が見られる事例もあり効果を上げている。	1)参加率のアップ 2)里帰り分娩の方へのフォロー方法の工夫	B	市民病院
4-15	子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 子育て支援課、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	18年度から開始し、虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安、育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にするための支援、入院中の子育て指導・相談、支援、地域への紹介を行った。平成28年度の地域への紹介事例はのべ62組。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、精神疾患合併妊婦、若年妊産婦、妊婦検診未受診妊婦が他の市や兵庫県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情の方が多く、近隣の産科閉鎖に伴い今後当院の果たす役割は益々大きくなる。今後、早期発見のために当院がリーダーシップを取り地域との連携を図ってきたい。	B	市民病院
4-15	院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	H20年5月、妊婦検診よりスタートした。H28年度は説明を受けた人が9名。H27年度より継続した人が3名。そのうち骨盤位、貧血等、予定超過等で医師コースになった人が5名。分娩に至った人4名。出産予定の人1名。これまで、殆どのケースで夫が助産師の妊婦検診に同行されるので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会となっており、立ち会い出産や産後のサポートも院内助産院ケースの夫のサポートは主体的でしっかりされている印象を受ける。また途中で医師コースになった人も主体的な分娩について考える機会があったことで、満足のいく分娩をしたと振り返りをされる方が多い。	近年、分娩件数は460~500件で推移している。院内助産院希望者は、同人数で推移しており、継続したケアができるよう引き続き助産師の確保、専門技術の育成が必要である。	B	市民病院
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれることなく、自分らしさとお互いを大切にすることを学ぶ、認識できるように指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行う。	・日々の遊びや生活の中で、お互いの良さを感じ、尊重し合う関係づくりができるような支援に努めた。 ・自分の思いを相手に伝えたり、友達の思いに気付いたりできるように支援をしてきた。 ・性別による色や役割などの固定概念にとらわれないよう、日々の生活を通して指導をした。	・保育にかかわっては、生活や遊びの場を捉えて、適切な指導ができたが、保護者へのジェンダーに関する啓発が十分実施できなかった。 ・園児を指導するにあたり、教師の指導力が重要になるので、課内研修などを通して、研修を積み重ねる必要がある。 ・PTA活動で、人権に関する研修会をもち保護者の意識が高まるようにすると共に、父親も母親も参加しやすい日程や内容の行事を立案していく。	B	教育総務課(幼稚園)

2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	課内研修の各テーマを通して男女のあり方や互いに尊重し合う関係作りなどについて話し合った。	日々の生活の中で、人権意識を考える機会を計画的に作ることや自分が感じたことを気軽に話し合える関係を作ることが大切である。	A	教育総務課（幼稚園）
2-10	学校用務員研修	全体での職場研修で、男女共同参画をはじめさまざまな人権に関する研修を取り入れ、性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の意識向上を図る。	・7月29日と8月5日の2日間、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。 ・2日間で6時間実施し、延べ119人が受講した。	普段研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかりと認識させるとともに、職務との関わりを通して人権の大切さを身につけていきたい。	B	教育総務課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	園長会等で基本計画の『子どもたちの「自分らしさ」を基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること』、保護者との関わりの中で『就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進』を行うことへの意識を徹底し、園長を通じて各園の職員の意識の徹底も図る。	基本計画の「子どもたちの自分らしさを基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進すること」、保護者との関わりの中で「就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発の推進」を行うことへの意識を徹底できるように努めた。	子どもの豊かな心の育成を図り、人権を大切にすることを育てようとして取り組んでいるが、その取組が男女共同参画の推進にどの程度つながっているかの評価は難しい。	B	教育総務課
1-3	子ども安全対策事業	防犯や暴力からの安全を確保するために、女子児童・生徒はもちろんのこと、全ての児童・生徒に対して防犯ブザーの配布を行う。学校への登下校に、地域の見守り隊と連携をおこない、未然に犯罪・暴力を防ぐ。	・地域・学校・関係機関が一体となって子どもの安全を守る環境を整備することに努めた。 ・子ども安全対策連絡協議会総会、研修会、セミナーを開催（参加者延203名） ・学校安全支援交付金の交付（900千円） ・安心安全メールの配信（不審者15件、クマ38件） ・安全旗や新一年生への防犯ブザー配布 ・通学路の危険箇所点検の実施	各小学校区（22）すべてに見守り隊の組織があるが、見守り隊の高齢化や減少によって活動が十分にできていない地域がある。	B	学校教育課
1-4	D V 被害者支援事業	被害者の就学支援	在籍学校、庁内各課、関係機関と情報を共有し、被害者のプライバシー保護を最優先にしながら最適な就学環境について検討した。	支援担当課と連携し、今後も引き続き関係機関との連携を図っていく。	B	学校教育課
1-9	学校における人権教育	・人権学習の中で、男女共同参画社会の実現に向けての考え方や行動について学習する。資料「幸せを生きる」「わたし・あなた・みんなの人権」など。 ・児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。	男女平等・共同参画について市作成の人権学習副読本『幸せを生きる』や京都府の人権学習資料集・資料等を活用し、正しい認識を培うことができた。	知識理解にとどまらず、日常生活における行動に現れるよう継続し、指導する。	B	学校教育課
1-10	教職員研修	学校教育において、教育に携わる教職員自身が男女共同参画の理念を理解し教育実践に活かすよう、またハラスメントの防止を徹底するよう各校における教職員研修を充実させ啓発に努める。	「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を、全教職員に周知し働きやすい職場環境づくりの参考とするよう管理職に指示した。	学校では、比較的男女平等や男女共同参画の意識が高いが、女性教職員がより一層休暇を取りやすくするよう、出産や育児なども含め更にその実践を進める必要がある。しかしながら代替教職員がすぐに見つからず、休暇時の対応に苦慮している。	B	学校教育課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	基本計画の着実な推進を図る。このため、各課推進計画の進捗管理を行う。	人材育成支援事業の実施教育の機会均等を図るため、経済的理由により修学が困難である者に学資を支援するとともに、あらゆる人権問題の早期解決をめざす人材を育成することをめざし、人権学習会を開催した。	人材育成の推進のため、学習会への参加を促し、意見交換による人材交流を図る。	A	学校教育課

5-17	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライズバランスの推進）に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	市立幼・小中学校において、人事異動に伴う衛生推進者を新たに11名任命し、連携して教職員の健康管理に努めた。	教職員一人ひとりの健康管理を把握するものとして、今後も継続的な推進者の設置が必要である。	A	学校教育課
6-22	教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職62名のうち女性16名 新規採用教職員16名のうち女性7名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めていく。	A	学校教育課
2-8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	年間44回実施。（参加者のべ5,325人） 年内1会場で男女共同参画をテーマにした講座を実施。 ・「おかん、大丈夫やで！もとに戻るだけやから～性同一性障害の子を育てて～」講師：オフィス・ツイン・エム代表 長谷川 眞弓さん[参加：23人]	各地域毎の抱える課題もあるが、順番に市内数箇所まで男女共同参画推進をテーマに入れて講座を開催できるように、地区公民館との連携を図る。	A	生涯学習課
2-8	差別を許さない人材育成（STAR事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切に、あらゆる差別を許さない子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	年間9回の事業を実施。 ワークショップや人権文化体験研修、ヒューマンフェスタなどの事業を通じて、人権の視点で考え、差別を許さず見逃さないという思いを持ち行動できる子どもの育成をめざした。 テーマは平和や多文化共生、いじめなど。 男女共同参画をテーマにした実施はなかったが、「思い込みによる決め付けは差別に繋がる・・・」をテーマにした回を通して、男女共同参画の啓発を図った。	小学生がメインの対象者であるため、「男女共同参画」をテーマにする場合は、それぞれの発達段階を考慮しながら身近な生活の中から男女の役割分担について考えさせ、思い込みや慣習が日常の中にあることに気づくような学習設定が必要。	A	生涯学習課
2-8	教育集会所たより	施設だよりの中で、個人として能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	配偶者等からの暴力をなくす啓発期間などにあわせ、パープルリボン運動を始め、様々な女性の人権にかかわる問題について啓発記事を掲載。	より啓発効果の高い内容、掲載時期について検討していく。	A	生涯学習課
2-8	教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	年間7回実施。（参加者のべ349人） テーマは高齢者問題、子どもの人権など地域課題や要望を踏まえ様々。	参加者の高齢化と固定化が課題。	A	生涯学習課
2-8	地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取組まれる人権学習に職員が向向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	年間71回の巡回講座を実施。（参加者のべ2,221人） ビデオ視聴ほか、人権講演会・演奏会等の内容で共に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を男女共同参画を含む人権全般についてをテーマに地区公民館主体で実施できた。	地区公民館の主体的な実施をお願いしているため、男女共同参画だけをテーマに講座を開催してもらいたいと願うことは難しい。	A	生涯学習課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施	協議会会員6団体9個人が、差別を許さない子どもの育成をめざし、子どもを対象として9事業実施。一般参加者を含めべ459人の参加を得た。また会員自身の資質向上を図るための大人研修も実施した。 ※H28年度STAR子ども会員37名（小学生：22人、中学生：13人、高校生：2人）	子どもを育成する協議会会員自身の資質向上を図るための研修を増やす必要がある。また、固定化している会員を増やすための工夫が必要。	A	生涯学習課
4-15	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業中に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	全小学校区内：19箇所で開催。 （直営：12箇所、委託：1箇所、補助：6箇所） 平成28年度登録児童数：1,495人 （H28.8.1登録数）	利用児童の増加に伴う支援員（指導員）の確保、及び、個々の児童の見守りや指導に対応できる支援員の資質向上。	A	生涯学習課

5-17	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るため、企業の人権学習を推進、支援する。	企業内での女性の人権問題について講演会を実施。 ○女性問題研修会（9月） 「人権が尊重される職場に向けて～今、企業に求められるハラスメント防止対策～」 講師：アトリエエム株式会社代表取締役 三木啓子さん[参加：35人] ○企業内人権担当者研修会（2月） 「女性の活躍推進 ～ポジティブアクション～」 講師：（財）女性労働協会管理企画部長 宮越泰子さん[参加28人] ○巡回視聴覚研修（97社）でも女性問題についての啓発DVD『今、地域社会と職場の人権は』、『自尊心のコミュニケーションと職場の人権1』を活用し20社が学習した。	講演会、ビデオ学習等、企業内での女性に関する人権問題、機会の均等について啓発を進める。	A	生涯学習課
7-25	福知山市連合婦人会：生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	年間4回の講座を開催し、のべ206人の参加があった。また、府が主催する研修等への参加も含めて、のべ226人の参加があった。	参加者の高齢化と合わせて参加者のエリアが限定的になっている。	A	生涯学習課
4-16	高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	福知山市高齢者大学を開講 健康、介護、交通安全、レクレーション等多彩な全12回の講座 受講者数 延べ2263人	より多くの高齢者の参加につながるような効果的な広報の検討	A	中央公民館
4-16	高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	公民館講座の講師として 盆栽教室4回、ひょうたん教室4回、ワラ細工教室2回、郷土の存食を作る教室2回、ふるさとの歴史を学ぶ教室7回	高齢者人材活用バンク登録者の高齢化による人材の確保	A	中央公民館
6-24	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取入れ、積極的に女性登用を図る。	公民館運営審議会委員16名中女性4名。	公民館運営審議会委員については、今後、公募等を取り入れて女性委員を増やすことを検討	A	中央公民館
1-1	DV被害者相談事業	相談員のスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	年間の女性相談が222人（うちDV相談87人）	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・京都府や警察等関係機関と連携を深め、被害者の保護救済にあたる。	A	人権推進室
1-1	DV防止啓発事業	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	・市内の高校1年生にデートDV防止パンフレットを配布。 ・女性団体と協働してパープルリボン等DV防止啓発にかかる展示、街頭啓発を実施。	・若年層に向けてデートDV防止の取組をすすめることができた。 ・高校や中学校とも連携をすすめる。	A	人権推進室
1-1 2-9	デートDV防止ワークショップ	市内中学校及び高校を対象にデートDV防止ワークショップを実施。	5回実施（参加者 約700名）	今後も引き続き、中学生及び高校生、教職員に向けた啓発を行っていく。	A	人権推進室
1-5	女性相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性専門のカウンセラーが相談を受ける。 毎月1～3回実施。	年20回実施（1回3枠、60枠） 40人の相談があった。内容はDV被害について7人、離婚について11人、夫婦関係について6人など。	・予約状況は概ね定員以上となっており、回数の増を検討する。 ・予約してもやむを得ない事情で来られない相談者のために、電話での対応も行い、充実させていく。	A	人権推進室
1-5	女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	年6回実施（1回3枠、計18枠） 相談人数 22人		A	人権推進室
3-13	男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	・9月～2月に月1回、計6回実施。5人の相談があった。 ・仕事、離婚、生き方についての不安などの内容。	男性に特化した相談として、短期集中した日程とし、広報も広く効果的に実施できた。	A	人権推進室
3-13	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	全2回実施（1回3枠、計6枠） 相談人数5人	性別にとらわれず誰もが安心して相談できる窓口として、今後も継続していく必要がある。	A	人権推進室

1-5	立命館大学学生による法律相談	DV相談や離婚相談が増え、専門的な法律相談が必要になってきている。そのため官学協働で法律相談を開催することで十分な相談時間を確保し、市民ニーズに対応する。	年2回実施 (8月実施分6件、10月実施分10件)	法曹専門の学生ということもあり、毎年相談者からは、時間をかけた丁寧な対応に高い好評を得ている。官学協働の取組で今後も継続実施をしていく。	A	人権推進室
1-5	京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、京都府家庭支援総合センターなどと連携をとりながら相談支援活動を行う。	・DV被害者の担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。 ・京都府や警察署と定期的連携会議を実施。(月1回)	DV被害者の支援だけでなく、同伴児童への支援も重要であり、児童相談所も含め、相談機関との連携をさらに強化していく必要がある。	A	人権推進室
1-6 2-8 3-12 4-14 5-20	はばたきセミナー	男女共同参画を推進するため、市民を対象とした啓発講座を実施することにより、男女共同参画への理解促進と意識の醸成を図る。	・年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識の解消、家庭における男女共同参画、リベンジボルの防止、ワーク・ライフ・バランスについて開催。197名の参加。	・今後も若年層や男性を含め幅広い層へ啓発していく必要がある。 ・市内の団体と共催し、実施するなど参加者増に努めたが、一層の参加者増を図る。	B	人権推進室
2-8	男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	報告書を作成し公開した。	継続作成し男女共同参画の推進啓発に努める。	A	人権推進室
2-8 28	広報ふくちやま	シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせなど。	各戸配布 掲載内容：DV防止、事業所統計調査結果、女性相談、男性のための電話相談、立命館大学学生無料法律相談、はばたきセミナー及びはばたきフェスティバル開催のお知らせ。	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続きさまざまな問題について啓発を推進する。	B	人権推進室
4-14	男性の料理教室	男性が料理をすることで、家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場を増やしていく。	はばたきフェスティバルのワークショップとして実施。 参加者18人	・継続的な支援について検討する。 ・広報について検討し、若年男性の参加増を図る。	B	人権推進室
5-19	おしごと女子のおしゃべりカフェ	働く女性同士がつながり、楽しんで働き続けることを共有できる場を提供することで、働くことを通して自立する女性のエンパワメントの向上をめざし、女性の就業継続を支援する。	2回実施。(参加者延べ16人) ・ロールモデルとなる講師から話を聞いた後、参加者同士が交流できる場を創出し、共感できる者とのつながりができたことにより、参加者のエンパワメントの向上につながった。	参加者の確保について検討する必要がある。	A	人権推進室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取り組みの実施。	・会館・児童館・教育集会所が連携して各地区において、人権尊重を基本とした人材育成の計画を策定した。進行についてヒアリングによる事業点検を行い、進行管理している。 ・ヒアリング結果等を全体で共有し、人材育成の取り組みを進めることができた。	・男女共同参画に焦点化した取り組みについて検討するとともに、理解を深める啓発を継続していく。	B	人権推進室
2-10	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	専門研修を積極的に受講するなどの育成に努め、相談員としてのスキルを向上させている。	人材育成を継続していく。	B	人権推進室
1-2 5-18 6-23	はばたき企業啓発事業セミナー	男女共同参画社会の実現に向けた啓発として市内事業所を対象にセミナーを実施。	福知山市企業人権教育推進協議会との連携により、事業所の人権研修担当者等を対象に「ハラスメントのない職場づくり」や「女性の活躍推進」についてのセミナーを2回実施。(参加者 計95人)	商工会議所などと連携しさらに広く啓発する必要がある。また、広報等により、効果的な啓発を検討していく必要がある。	B	人権推進室
7-25	はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	「自分らしく生きるために～気づき・考えよう・行動しよう～」をテーマに「第19回はばたきフェスティバル」を開催。 ・実行委員会による企画、運営において、講演会・イベント・展示を行った。 ・全体会「家庭における男女共同参画」 講師 湯川 夏子さん 約120人参加	「はばたきフェスティバル」として講演会、イベント事業を開催し市民が広く男女共同参画について考える機会を創出した。イベント事業では、多様なワークショップを開催し、男性や若者層の参加にもつながった。さらに効果的な実施方法、参加者の確保、開催時期等の検討が必要である。	B	人権推進室

7-25	女性団体ネットワーク	男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、ネットワーク会議やばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	・2回のネットワーク会議を実施。 ・パープルリボン作成し、イオン福知山店でDV防止の街頭啓発を行った。また、掲示物を作成し、図書館中央館、ハピネスふくちやま1階・3階で展示した。 ・学習会を2回実施。平成26年度福知山市男女共同参画社会に関する意識調査結果より、福知山市の男女共同参画について学習する等した。	女性団体ネットワーク独自の事業や市事業との連携について模索する必要がある。	B	人権推進室
1-5	人権相談	・広く人権にかかるとして月1回（支所含む）特設相談（心配ごと相談）を実施。 ・人権擁護委員対応。	・年間 17件の相談を受ける。（うち女性からの相談8件）	月1回特設相談（心配ごと相談）を実施した。	A	人権推進室
1-8	人権ふれあいセンターだより	各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	・人権ふれあいセンター等で毎月発行しているたよりの中で、男女共同参画推進に向けての啓発文、事業のお知らせを掲載した。	・引き続き、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載していく。	B	人権推進室
2-8	人権関係施設における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。	・男女共同参画に特化した講演は出来なかったが、ロビー等で実施しているパネル展においての啓発や、はたきセミナー等の広報啓発を行った。	・さまざまな人権問題に関する講演会を実施しており、計画的なテーマ設定による各施設での講演会を行う必要がある。 ・年間を通じて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。 ・来館者が多い事業に併せ、意識的に男女共同参画をテーマとした展示等を実施する。	B	人権推進室
2-8	高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	・高齢者デイサービス事業や手芸・創作教室等の文化教養講座を実施する中で、男女共同参画社会推進に向けた話題提供を行うなど事業を進めてきた。	・女性の人権をテーマにした事業内容に工夫を凝らし、みんなで男女共同参画について考える機会を設けていく。	B	人権推進室
3-13	健康相談	人権ふれあいセンター等において定期的に健康相談を実施。	・地元市民の方を対象に、保健師・栄養士による健康相談や健康教室を定期的に実施した。	・行事等を利用し、市民のニーズに合わせて健康相談・健康教室を実施していく。相談後、配慮の必要な相談者には連携して声かけを行う。	A	人権推進室
5-19	人権ふれあいセンター等における就職相談	・就職の相談に応じるだけでなく、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	・人権ふれあいセンター職員がハローワークやジョブパーク、りんごの広場を訪問し、説明を受けるなど連携を深め、相談対応や情報提供を行った。（ハローワークへの同行訪問も実施）	・今後もジョブパークや府若者就業支援センター等と連携をより深め、女性の能力開発、学習の場の提供に努める。	B	人権推進室

平成28年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	相談カード設置箇所数 327箇所(H29.3月末現在)	
2-7	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	・各種刊行物の発行に当たっては、課内研修を実施する、課内全員で点検するなど、男女共同参画の視点から表現・イラスト等に配慮した作成に努めた。	男女共同参画について理解し、互いに尊重し合う人権意識をもち表現できるように、常に職員間で研鑽を積む。
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	・男女共同参画に関する部課内研修の実施(4部署で8回実施)	今後も各課において人権研修に取り組むとともに、派遣研修も行うことにより人権意識の向上に努めていくようにする。
5-17	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノー残業デーの実施、強化 ・業務改善	平成28年度を時間外勤務縮減再出発年と位置づけ、全部署に縮減対策調書(業務見直し計画)の作成と取組みの徹底、ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施及び繁忙期の臨時職員の雇用により、超過勤務の削減を行った。 平成28年度の目標12.4時間/月	今後さらに事務の簡素化・合理化に努めていくようにする。
5-17	次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・代替要員の確保 ・家庭・男女の役割についての意識啓発 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	特定事業主行動計画を作成し、事業主としての取組みを推進するとともに、平成27年4月に改訂した「職員のための子育て支援ハンドブック」により職員への周知・啓発を行った。 また、本市独自に「福知山市育児休業等復帰支援プログラム」を新設し、産前休暇前に所属長から育休取得予定者等に積極的な支援を行なった。	
6-21	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	・審議会等への女性の参画状況27.4%(H29.3月末現在)	
6-21	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。		
6-22	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、計画的に女性管理職の登用を進める。 管理職401人中、女性の管理職は120人(女性登用率29.9%)となっている。 ※病院医療職含む	今後さらに女性の登用に努めていくようにする。
6-22	女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがなく、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	・現在性別による職務分担や配置は行っていない。	

# 資 料

## 審議会等への女性の参画状況調査表

H 2 9 年 3 月 3 1 日 現 在

行政委員会等 （自治法第 1 8 0 条の 5）

（ ） 内 は H 2 8 年 3 月 3 1 日 現 在

	名 称	総数	内女性数	2 8 年度比率	2 7 年度比率
1	教育委員会	4 (5)	2 (2)	50.0%	40.0%
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (0)	25.0%	0.0%
3	公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4	監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5	農業委員会	36 (38)	2 (2)	5.6%	5.3%
6	固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
	計 6	55 (58)	7 (6)	12.7%	10.3%

附属機関 （自治法第 2 0 2 条の 3、 条例で設置されている審議会、協議会等）

7	防災会議	14 (14)	0 (0)	0.0%	0.0%
8	民生委員推薦会	12 (12)	3 (2)	25.0%	16.7%
9	国民健康保険運営協議会	16 (16)	5 (5)	31.3%	31.3%
10	水防協議会	— (15)	0 (0)	—	0.0%
11	公民館運営審議会	16 (15)	4 (3)	25.0%	20.0%
12	図書館協議会	12 (11)	7 (7)	58.3%	63.6%
13	青少年問題協議会	21 (21)	2 (3)	9.5%	14.3%
14	都市計画審議会	17 (15)	3 (3)	17.6%	20.0%
15	文化財保護審議会	10 (10)	2 (2)	20.0%	20.0%
16	公設地方卸売市場運営協議会	12 (11)	2 (2)	16.7%	18.2%
17	介護認定審査会	46 (46)	22 (22)	47.8%	47.8%
18	社会教育委員会議	8 (7)	3 (3)	37.5%	42.9%
19	スポーツ推進委員会	22 (22)	11 (11)	50.0%	50.0%
20	学校保健衛生対策委員会	14 (14)	7 (7)	50.0%	50.0%
21	特別職報酬等審議会	8 (8)	3 (3)	37.5%	37.5%
22	市営住宅入居者選考委員会	6 (10)	2 (3)	33.3%	30.0%
23	農村計画審議会	18 (18)	4 (5)	22.2%	27.8%
24	予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	0 (0)	0.0%	0.0%
25	明るい選挙推進協議会	58 (58)	7 (7)	12.1%	12.1%
26	環境審議会	10 (10)	2 (2)	20.0%	20.0%
27	交通安全対策会議	14 (12)	1 (0)	7.1%	0.0%
28	高齢者対策協議会	26 (26)	6 (6)	23.1%	23.1%
29	公務災害補償等認定委員会	5 (5)	2 (2)	40.0%	40.0%
30	公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
31	少年補導センター運営委員会	17 (17)	5 (4)	29.4%	23.5%
32	休日急患診療所運営委員会	7 (7)	0 (0)	0.0%	0.0%
33	病院事業運営協議会	11 (13)	1 (2)	9.1%	15.4%
34	情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
35	福知山市国民保護協議会	25 (25)	1 (0)	4.0%	0.0%
36	男女共同参画審議会	10 (10)	6 (4)	60.0%	40.0%
37	障害者介護給付費等支給認定審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%

38	福知山市法令遵守審査会	3	(3)	1	(1)	33.3%	33.3%
39	福知山市子ども・子育て会議	15	(15)	8	(7)	53.3%	46.7%
40	福知山市景観審議会	16	(16)	6	(6)	37.5%	37.5%
41	福知山市展運営委員会	14	(14)	1	(1)	7.1%	7.1%
42	福知山老人ホーム入所判定委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	0.0%
43	福知山市健康づくり推進協議会	15	(15)	5	(5)	33.3%	33.3%
44	福知山市人権問題協議会	28	(28)	7	(7)	25.0%	25.0%
45	福知山市地域包括支援センター運営協議会	11	(11)	4	(3)	36.4%	27.3%
46	福知山市地域自立支援協議会	24	(23)	5	(5)	20.8%	21.7%
47	福知山市地域公共交通会議	13	(14)	0	(0)	0.0%	0.0%
48	福知山市入札監視委員会	3	(3)	0	(0)	0.0%	0.0%
49	福知山市入札制度改革等検討委員会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
50	福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4	(4)	0	(0)	0.0%	0.0%
51	福知山市有償運送運営協議会	21	(21)	1	(1)	4.8%	4.8%
52	移動制約者に係る外出支援検討委員会	—	(8)	—	(2)	—	25.0%
53	福知山市行政改革推進委員会	5	(9)	1	(3)	20.0%	(33.3%)
54	福知山市ジュニア文化賞選考委員会	9	(9)	1	(1)	11.1%	(11.1%)
55	「e-ふくちやま」事業再整理に係る民間事業者審査委員会	—	(5)	—	(1)	—	(20.0%)
56	指定管理者選定等委員会	18	(24)	0	(0)	0.0%	(0.0%)
57	福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ園運営委員会	12	(12)	7	(4)	58.3%	(33.3%)
58	福知山市地産地消推進協議会	19	(19)	2	(2)	10.5%	(10.5%)
59	福知山市教育支援委員会	122	(112)	67	(66)	54.9%	(58.9%)
60	福知山市いじめ防止対策委員会	4	(4)	2	(2)	50.0%	(50.0%)
61	スポーツ賞選考委員会	6	(6)	0	(0)	0.0%	(0.0%)
62	公立大学法人福知山公立大学評価委員会	5	—	1	—	20.0%	—
63	福知山市行政不服審査会	3	—	1	—	33.3%	—
64	地域福祉計画策定委員会	24	—	10	—	41.7%	—
65	指定管理者制度第三者評価委員会	5	—	0	—	0.0%	—
	計 59	862	(851)	244	(228)	28.3%	26.8%

附属機関（条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの）

福知山市三和荘運営審議会	—	—	—	—	—	—	—

合計	917	(909)	251	(234)	27.4%	25.7%
----	-----	-------	-----	-------	-------	-------

## 福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）（ ）内は平成28年3月31日現在

No.	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
			( )		( )		( )			
1	福知山市市民憲章推進協議会	25	(25)	7	(7)	28.0%	(28.0%)	2	有	立候補
2	福知山市献血推進協議会	65	(66)	3	(4)	4.6%	(6.1%)	2	有	各団体より選出
3	人にいちばん近いまちづくり推進会議	10	(10)	3	(5)	30.0%	(50.0%)	1	有	各団体より選出
4	神谷開発委員会	19	(19)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命・委嘱
5	福知山緑化推進委員会	22	(22)	3	(4)	13.6%	(18.2%)	1	有	推薦
6	福知山市要保護児童対策地域協議会	27	(26)	10	(10)	37.0%	(38.5%)	2	有	推薦
7	福知山市有害鳥獣対策協議会	17	(17)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	推薦
8	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	13	(13)	0	(1)	0.0%	(7.7%)	2	有	市長の委嘱
9	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	21	(17)	3	(4)	14.3%	(23.5%)	1	有	
10	「第2次福知山市子どもの読書活動推進計画」策定委員会	—	7	—	4	—	(57.1%)		有	直接依頼推薦
11	福知山市指定管理者制度新モニタリング制度検討委員会	—	5	—	0	—	(0.0%)			
12	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7	(7)	1	(1)	14.3%	(14.3%)	2	有	市長の任命または委嘱
13	福知山市職員分限懲戒等審査会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)			
14	福知山市鉄道利用増進協議会	15	15	1	1	6.7%	(6.7%)	—	有	団体代表
15	福知山市生活安全推進協議会	24	24	3	3	12.5%	(12.5%)	—	有	団体代表
16	福知山市暴力追放推進協議会	36	36	2	2	5.6%	(5.6%)	—	無	団体代表
	合 計	306	(314)	36	(46)	11.8%	(14.6%)			

### 新たに設置されたもの

No.	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等の有無	選出方法
			( )		( )		( )			
17	福知山市空家対策協議会	9	—	3	—	33.3%	—	2	有	団体推薦
	合 計	315	(314)	39	(46)	12.4%	(14.6%)			

## 2. 職員による内部組織

	名 称	委員数		内女性数		比率		任期	要綱等 の有無	選出方法
1	福知山市企画会議	21	(20)	1	(1)	4.8%	(5.0%)	—	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	19	(19)	2	(2)	10.5%	(10.5%)	—	有	〃
3	福知山市事務改善委員会	19	(19)	2	(2)	10.5%	(10.5%)	—	有	〃
4	福知山市IT推進本部会議	22	(20)	1	(1)	4.5%	(5.0%)	—	有	〃
5	福知山市安全衛生委員会	9	(9)	2	(1)	22.2%	(11.1%)	1	有	市長の任命、職員 団体推薦
6	福知山市職員表彰審査委員会	7	(7)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	市長の任命
7	福知山市職員互助会理事会	13	(13)	5	(3)	38.5%	(23.1%)	2	有	選挙による
8	福知山市健康危機管理対策本部	24	(23)	1	(1)	4.2%	(4.3%)	無期限	有	各所選出
9	福知山市保健師連絡会	34	(33)	33	(32)	97.1%	(97.0%)	無期限	無	
10	福知山市男女共同参画推進会議	24	(23)	9	(8)	37.5%	(34.8%)	—	有	任命
11	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	18	(18)	9	(8)	50.0%	(44.4%)	2	有	各部からの選出
12	福知山市職員人権人材バンク（第6期）	22	(20)	8	(5)	36.4%	(25.0%)	1	有	部推薦
13	福知山市人権施策推進本部	19	(20)	0	(1)	0.0%	(5.0%)	1	有	充職
14	福知山市人権施策推進会議	19	(19)	0	(1)	0.0%	(5.3%)	1	有	充職
15	職員社会啓発部会	10	(10)	1	(3)	10.0%	(30.0%)	1	有	充職
16	福知山市消防本部消防職員委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の指名、所 属職員の推薦
17	福知山市消防安全衛生委員会	9	(9)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	消防長の任命
18	福知山市上下水道部安全衛生委員会	8	(8)	1	(2)	12.5%	(25.0%)	1	有	管理者が任命、労 働組合推薦
19	市立福知山市民病院安全衛生委員会	10	(10)	4	(4)	40.0%	(40.0%)	1	有	委嘱
20	福知山市自治功労者表彰審査委員会	5	(5)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	副市長・部長・教 育長・市議会推薦
21	福知山市牛海綿状脳症（BSE）等対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
22	福知山市牛海綿状脳症（BSE）等対策本部	26	(26)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
23	福知山市法令遵守推進委員会	15	(15)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	2	有	規則で委員が規定
24	人材育成部会	6	(7)	2	(1)	33.3%	(14.3%)	1	有	庁内充職
25	福知山市建設工事等指名選定員委員会	10	(10)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	1	有	庁内充職
26	福知山市物品購入指名選定委員会	11	(11)	1	(0)	9.1%	(0.0%)	1	有	庁内充職
27	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策協議会	11	(11)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
28	福知山市高病原性鳥インフルエンザ対策本部	26	(26)	0	(0)	0.0%	(0.0%)	—	有	
29	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	21	(21)	1	(0)	4.8%	(0.0%)	無	有	庁内充職
30	福知山市行政改革推進本部	—	(20)	—	(1)	—	(5.0%)			
31	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生推進本部	—	(22)	—	(1)	—	(4.5%)			
	合 計	458	(494)	83	(78)	18.1%	(15.8%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2011 後期計画 第4章)

課題	項目	現 状 (プラン策定時)	2020年度目標 (H32年度)	H28年度実績	備 考
女性暴力に 対する 根絶の 重と	相談窓口案内 カードの設置場所	315か所 (H27年度)	500か所	327か所	
働く場・ 男女共 同参画 の推進	男性市職員の 育児休業の取得者数	4人 (H28年3月31日 現在)	10人	6人	プラン策定時から の累計
	ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた市職員の 残業時間の削減	一人当たり 17.1時間/月 (平成27年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 15.5時間/月	
	男性市職員の 部分休業の取得者数	1人 (H28年3月31日 現在)	15人	1人	プラン策定時から の累計
の政 場策 参へ 画の方 の女針 促性決 進の定	審議会等の女性比率	25.6% (H28年3月31日 現在)	30%	27.4%	
	女性委員のいない 審議会数	16 (H28年3月31日 現在)	4	12	
	市役所の係長級以上の 女性職員比率	30.6% (H28年3月31日 現在)	33.0%	29.9%	

# 福知山市男女共同参画推進条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条―第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条―第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で発揮できる機会が確保され、自立した個人として自己

の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- (6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- (7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

#### （本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行うに当たり基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

### （男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮

問するものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場にお

いて、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

- 2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力を行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、第8条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

- 3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

# 6～8月のイベント等のお知らせ

## 男女がともに考える はばたきセミナー第1講座

日 時：6月24日（金）  
午後1時30分～3時  
会 場：ハピネスふくちやま3階 会議室1

テーマ：断捨離<sup>だんしゃり</sup>で実家を片付ける！  
～親を動かす5つのヒント～

講 師：南前 ひとみさん<sup>みなみまえ</sup>  
(やましたひでこ公認断捨離トレーナー)



実践的な片付けのノウハウを学ぶことで  
家事の負担を減らしてみませんか？  
また親だけでなく、夫も動かし、夫が家事に参画するきっかけに！

## 福知山市女性相談（木曜日）

家庭のこと、離婚のこと、会社のことなど  
ひとりで悩んでいませんか？  
女性問題専門カウンセラーと一緒に考え、サ  
ポートします。言いたくないことは言わない権  
利も尊重します。1度相談してみませんか？

日にち：6月9日・23日、7月7日・  
21日、8月18日

時 間：午後1時～4時  
1人1時間、各日3人まで（要予約）  
場 所：男女共同参画センター

※7月7日は性別にこだわらない相談日です。  
どなたも相談していただけます。

## 男女共同参画週間展示

期 間：6月23日（木）～29日（水）  
場 所：ハピネスふくちやま3階  
エレベーター前  
内 容：ワーク・ライフ・バランスや女性に対す  
る暴力の防止など、男女共同参画に関す  
る展示を行います。

## 福知山市女性弁護士による 女性法律相談（水曜日）

日にち：6月15日、8月3日  
時 間：午後1時～4時  
※1人45分、各日4人まで（要予約）  
※先着順。初回の方優先。  
場 所：男女共同参画センター

6月23日（木）～29日（水）は男女共同参画週間です。

平成28年度のキャッチコピーは

「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」です。



## 男女共同参画週間とは

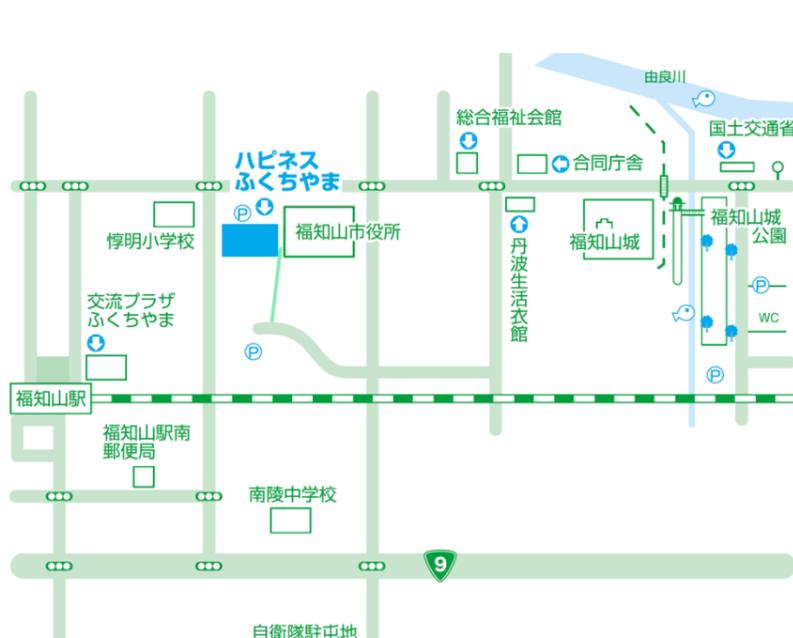
男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布・施行されたことをふまえ、毎年6月23日～29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、誰もが人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の理解を深めるために設けられています。

誰もが職場、学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、私たちができることについてこの機会に考えてみませんか？

それぞれの場面でできることから  
取り組んでいきましょう！



イベント等のお知らせは最後のペ  
ージを見てね♪



## お問い合わせ

福知山市市民人権環境部人権推進室  
男女共同参画センター  
福知山市字内記100番地  
(ハピネスふくちやま3階)  
電話：0773-24-7022  
FAX：0773-23-6537

# 福知山市の男女共同参画について

(平成26年度福知山市男女共同参画社会に関する市民意識調査より)

セクシュアル・ハラスメントについて、

## 6人に1人

の女性がセクシュアル・ハラスメントを直接経験したと回答しています。

(例)「性的にふしだらだ」など噂を流す、お酌を強要する、セクハラへの拒否を理由に降格や配置転換するなど。

◎人によって言葉や行動の受け方・感じ方が違います。不快に感じた人にとってはセクシュアル・ハラスメントです。肩を組む等の軽い身体接触は人によって特に感じ方が異なります。他の人は何も言わなかったのは…我慢していただけかもしれません。男性から女性、女性から男性だけでなく、同性からセクシュアル・ハラスメントを受けることもあります。

## ※セクシュアル・ハラスメント



性的嫌がらせ。相手の意に反する性的な言動により、相手方の生活環境を害すること、または相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えること。

女の子は「女らしく」、男の子は「男らしく」育てることに抵抗を感じる人は……

## 37.4%

「女(男)だから」「女(男)のくせに」といった言い方、考え方に抵抗を感じる人は約8割いますが、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

## ※固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ、男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識。



◎男女共同参画の推進には固定的な性別役割分担意識を解消することが必要です。性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力が尊重され、多様な生き方を選択できる社会にしていきたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスの名称を聞いたことがある、名称も内容も知っていると回答した人は……

## 43.9%

◎「子どもを育てていない人や介護をしていない人には関係ないだろう。」そんな風に思っている人もいますが、そうではありません。趣味のスポーツや地域行事への参加なども自らが希望するバランスがとれるように考えてみましょう。

## ※ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 17人に1人

の女性が過去3年に配偶者等から身体的な暴力を受けた経験があると回答しています。

◎中学生など若年層における「デートDV」も問題となっています。女性に対する暴力は身近に起こっています。いかなる暴力も許さない、受け入れることのないようにしましょう。

## ※ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力行為。身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、子どもを巻き添えにした暴力、性的暴力など。

男女共同参画センターに求められている役割は……

## ①相談しやすく専門性のある女性相談

女性問題専門のカウンセラーによる相談を月1～3回、女性弁護士による女性法律相談を年6回実施しています。性別にこだわらない相談や、男性のための電話相談も実施しています。

## ②気軽に集える交流の場

男女共同参画センター内には、誰でも御利用いただける「ワーキングルーム兼保育ルーム」があります。勤労青少年ホーム前に無料で利用していただける駐車場がありますので、ぜひ御利用ください。

## ◎男女共同参画センターについて

男女共同参画社会の形成のための啓発、協働支援、保護救済、情報の発信などの事業を行うとともに、市民に活動及び交流の場を提供するなど、人権が尊重された社会を形成するための取組を推進しています。



## ◎ワーキングルーム兼保育ルームについて

年末年始を除き、午前8時30分から午後10時の間、無料で利用できます。

部屋の中での飲食も可能です。(ゴミは持ち帰ってください。)

ボールプールや木のおもちゃもありますので、是非お子様と一緒に御利用ください。



※市民意識調査結果の概要は福知山市HPに掲載しています。



福知山市HP